

報酬区分の見直しに係る留意事項

1. 就労継続支援 A 型の報酬区分の見直しに係る平均労働時間数の算出方法について 以下の方法により算出してください。

$$1 \text{ 日の平均労働時間数} = ① \text{ 延べ労働時間} \div ② \text{ 延べ利用人数}$$

① 延べ労働時間

H31 年 4 月から R2 年 3 月の間に雇用契約を締結していた利用者が実際に労働した時間数の総計

【注意】

- ・休憩時間、遅刻、早退、欠勤、健康面や生活面の助言及び指導などの面談に要した時間で賃金の支払いが生じていない時間は労働時間数に含めないこと。
- ・ただし、有給休暇や面談等であっても賃金を支払っている場合は、労働時間に含めることができる。

② 延べ利用人数

H31 年 4 月から R2 年 3 月の間に雇用契約を締結していた利用者の総数

【令和元年度の途中に指定を受けた事業所の場合】

- ・令和元年度の途中（R1.5.1 以降）に指定を受けた事業所（又は利用者の受け入れを開始した事業所）については、R2 年度中は前年度の実績に関わらず 1 日の平均労働時間数が 3 時間以上 4 時間未満の区分が適用されます。
- ・ただし、指定日から 6 ヶ月以上経過している場合には、指定日から 6 ヶ月間の実績をもとに算出した平均労働時間数に応じた区分に変更することも可能です。

2. 就労継続支援 B 型の報酬区分の見直しに係る平均工賃月額の算出方法について 以下の方法により算出してください。

$$\text{平均工賃月額} = ① \text{ 工賃支払総額} \div ② \text{ 延べ工賃支払対象者}$$

① 工賃支払総額

H31 年 4 月から R2 年 3 月の間に支払った工賃の総額

② 延べ工賃支払対象者数

H31 年 4 月から R2 年 3 月の間に工賃を支払った利用者の総数

《例》4 月 10 人、5 月 13 人、6 月 12 人 ⇒ 4~6 月までの総数=35 人

【注意】

- ・月の途中において、利用開始又は終了した利用者については、当該月の工賃は工賃総額及び工賃支払対象者から除外すること。
- ・就労継続支援 B 型以外に他の日中活動サービスを併せて利用している者については、支払った工賃は工賃総額から除外し、工賃支払対象者からも除外すること。（他の B 型事業所を併せて利用している者はこれに該当しない。）
- ・重度障害者支援体制加算（I）を算定している場合は、平均工賃月額に 2 千円を加えた額を平均工賃月額とすることができます。

【令和元年度の途中に指定を受けた事業所の場合】

- ・令和元年度の途中（R1.5.1 以降）に、指定を受けた（又は利用者の受け入れを開始した）事業所については、令和 2 年度中は前年度の実績に関わらず平均工賃月額が 5 千円以上 1 万円未満の区分が適用されます。
- ・ただし、指定日から 6 ヶ月以上経過している場合には、指定日から 6 ヶ月間の実績をもとに算出した平均工賃月額に応じた区分に変更することも可能です。

【新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について】

下記、令和2年2月20日付け厚生労働省事務連絡をご確認下さい。

事務連絡：<http://www.pref.nara.jp/secure/223405/sono2%20a-b.pdf>

3. 児童発達支援の報酬区分（未就学児支援区分）の見直しについて

以下の方法により判定してください。

児童発達支援の報酬区分

区分Ⅰ	未就学児延べ利用人数を、延べ利用人数（児童発達支援を利用する全障害児の延べ数）で除して得た数が70%以上
区分Ⅱ	未就学児延べ利用人数を、延べ利用人数（児童発達支援を利用する全障害児の延べ数）で除して得た数が70%未満
非該当	児童発達支援センター、主として重症心身障害児を対象とする事業所

《計算方法》

①未就学児延べ利用人数／②延べ利用人数×100 ≥ 70%（未就学児が70%以上）⇒区分Ⅰ

①未就学児延べ利用人数／②延べ利用人数×100 < 70%（未就学児が70%未満）⇒区分Ⅱ

① 未就学児延べ利用人数

H31年4月からR2年3月の間の延べ利用児童数のうち、未就学児(0歳～小学校就学前の児童)の延べ利用児童数

【注意】

児童発達支援における未就学児以外の児童とは、高校に進学していない、又は高校を中退した障害児などで、放課後等デイサービスの対象にならないため児童発達支援を利用している児童等をいう。（その他の児童は就学児に含める。）

② 延べ利用人数

H31年4月からR2年3月の間の延べ利用児童数（児童発達支援を利用する全障害児の延べ利用者数）

【令和元年度の途中に指定を受けた事業所の場合】

・令和元年度の途中（R1.5.1以降）に指定を受けた事業所については、以下のとおりです。

指定日から3ヶ月未満の事業所→指定日から1ヶ月の間の実績

指定日から3ヶ月以上1年未満の事業所→指定日から3ヶ月の間の実績

4. 放課後等デイサービスの報酬区分（障害児状態区分）の見直しについて

以下の方法により判定してください。

	指標該当児 50%以上	指標該当児 50%未満
授業終了後のサービス提供時間 3時間以上	区分1の1	区分2の1
授業終了後のサービス提供時間 3時間未満	区分1の2	区分2の2

※主として重症心身障がい児を対象とする事業所の報酬区分は「非該当」となります。

*指標該当児：以下のいずれかに該当する障害児

・食事、排せつ、入浴、移動のうち3以上の日常生活動作で全介助を必要とする障害児

・指標（告示第269号別表第二）に掲げる各項目の点数の合計が13点以上と市町村が認めた障害児

*サービス提供時間：運営規程等に定める標準的なサービス提供時間

《計算方法》

①指標該当児延べ利用人数／②延べ利用人数×100 ≥ 50%（指標該当児が50%以上）⇒区分1

②指標該当児延べ利用人数／②延べ利用人数×100 < 50%（指標該当児が50%未満）⇒区分2

① 指標該当児延べ利用人数

H31年4月からR2年3月の間の延べ利用児童数のうち、指標該当児の延べ利用児童数

② 延べ利用人数

H31年4月からR2年3月の間の延べ利用児童数（放課後等デイサービスを利用する全障害児の延べ利用者数）

【令和元年度の途中に指定を受けた事業所の場合】

・令和元年度の途中（R1.5.1以降）に指定を受けた事業所については、以下のとおりです。

指定日から3ヶ月未満の事業所→指定日から1ヶ月の間の実績

指定日から3ヶ月以上1年未満の事業所→指定日から3ヶ月の間の実績